

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 一略一</p> <p>第3章 <u>ユニット型介護医療院（第39条一第48条）</u></p> <p>附則 （従業者の員数）</p> <p>第3条 条例第4条第1項の看護師又は准看護師（以下この条、第10条及び第46条において「看護職員」という。）及び同項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 看護職員 常勤換算方法で、<u>介護医療院</u>の入所者の数を6で除した数以上</p> <p>（2）～（4） 一略一</p> <p>（5） <u>栄養士</u> 入所定員が100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>（6）～（8） 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 <u>介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5及び6 一略一 （構造設備の基準）</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>（1） 一略一</p> <p>（2） 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 イ 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第39条第3項において同じ。）又は消防署長と相談の上、<u>条例第11条</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めるこ</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 一略一</p> <p>第3章 <u>ユニット型介護医療院（第39条一第48条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第49条）</u></p> <p>附則 （従業者の員数）</p> <p>第3条 条例第4条第1項の看護師又は准看護師（以下この条、第10条及び第46条において「看護職員」という。）及び同項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 看護職員 常勤換算方法で、<u>介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。）</u>の入所者の数を6で除した数以上</p> <p>（1）～（4） 一略一</p> <p>（5） <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員が100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>（6）～（8） 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 <u>介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5及び6 一略一 （構造設備の基準）</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>（1） 一略一</p> <p>（2） 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 イ 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第39条第3項において同じ。）又は消防署長と相談の上、<u>条例第11条第1項</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定</p>

と。

ロ 条例第11条の規定による訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2及び3 一略一

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第14条 一略一

(施設サービス計画の作成)

第15条 一略一

2及び3 一略一

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(次項及び第9項において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 一略一

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～10 一略一

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、第9項の施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1)及び(2) 一略一

12 第2項から第8項までの規定は、第9項の施

めること。

ロ 条例第11条第1項の規定による訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2及び3 一略一

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第14条 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。

(施設サービス計画の作成)

第15条 一略一

2及び3 一略一

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(次項及び第10項において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 一略一

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

8～11 一略一

12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、第10項の施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1)及び(2) 一略一

13 第2項から第9項までの規定は、第10項の施

設サービス計画の変更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、第15条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 一略一

(5) 第36条第2項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第27条 一略一

(1)～(6) 一略一

(7) 一略一

(勤務体制の確保等)

第28条 一略一

2 一略一

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

設サービス計画の変更について準用する。

(栄養管理)

第18条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第18条の3 介護医療院は、入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、第15条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 一略一

(5) 第36条第3項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第27条 一略一

(1)～(6) 一略一

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 一略一

(勤務体制の確保等)

第28条 一略一

2 一略一

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を

(衛生管理等)

第30条 条例第12条第2項の規則で定める措置は次のとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 一略一

2 一略一

(揭示)

第32条 一略一

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第36条 一略一

(1)～(3) 一略一

2及び3 一略一

講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 条例第12条第2項の規則で定める措置は次のとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

3 一略一

(揭示)

第32条 一略一

2 介護医療院は、第6条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第36条 一略一

(1)～(3) 一略一

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

3及び4 一略一

(虐待の防止)

第36条の2 条例第15条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(記録)

第38条 条例第16条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(施設)

第39条 一略一

2 一略一

3 条例第18条第2項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第21条において準用する条例第11条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第21条において準用する条例第11条の規定による訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

4及び5 一略一

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第41条 一略

(運営規程)

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(記録)

第38条 条例第16条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 第36条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(施設)

第39条 一略一

2 一略一

3 条例第18条第2項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第21条において準用する条例第11条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第21条において準用する条例第11条第1項の規定による訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

4及び5 一略一

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第41条 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(運営規程)

第45条 一略一

(1)～(7) 一略一

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第46条 一略一

2及び3 一略一

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第3条、第6条から第11条まで、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第23条から第26条まで及び第30条から第38条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項第1号中「第10条」とあるのは「第20条」と、第38条第4号中「第9条第5項」とあるのは「第19条第7項」と読み替えるものとする。

第45条 一略一

(1)～(7)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第46条 一略一

2及び3 一略一

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第48条 第3条、第6条から第11条まで、第13条、第15条から第18条の3まで、第21条、第23条から第26条まで、第28条の2及び第30条から第38条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第6条第1項第1号中「第10条」とあるのは「第20条」と、第38条第4号中「第9条第5項」とあるのは「第19条第7項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第49条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（前条に

において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1 一略一
(経過措置)

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第39条第5項第1号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号イ及び第39条第5項第5号イの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)

附 則

1 一略一
(経過措置)

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第39条第5項第1号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号イ及び第39条第5項第5号イの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)

とする。

4 介護療養型老人保健施設であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第39条第5項第1号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

5 介護療養型老人保健施設であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号イ及び第39条第5項第5号イの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあっては、1.6メートル以上）とする。

とする。

4 介護療養型老人保健施設であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第39条第5項第1号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

5 介護療養型老人保健施設であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号イ及び第39条第5項第5号イの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあっては、1.6メートル以上）とする。

6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第4条第3号ロ及び第39条第1項第2号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

7 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第10条及び第20条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

8 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第12条第2項（条例第21条において準用する場合を含む。）の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とす

る。

9 条例附則第6項の規定により読み替えられた
条例第15条第1項（条例第21条において準用す
る場合を含む。）の規則で定める担当者は、第
36条第1項各号に掲げる措置を適切に実施す
るための担当者とする。